

火力発電所リプレースに係る環境影響評価手続合理化について

1. 背景・経緯

- 現在、火力発電所の環境影響評価手続においては、既設発電設備の老朽化に伴い火力発電所をリプレースする場合においても、新たに火力発電所を設置する場合とほぼ同様の手続が必要となっている。
- しかしながら、火力発電所は、そもそも埋立地などの工業専用地域に立地しているという特徴があり、そのリプレースについては、土地改変等による環境影響が限定的で、かつ、温室効果ガスや大気汚染物質による環境負荷の低減が図られる案件も多い。温室効果ガス削減に対する喫緊の要請を踏まえ、そのような案件については早く運用に供されることが望ましいと言える。
- これを受けて、環境影響評価制度の見直しについての中央環境審議会での答申（平成22年2月22日）において「方法書における評価項目の絞り込みを通じた環境影響評価に要する期間の短縮等、弾力的な運用で対応することが必要である」とされた。
- また、平成22年9月30日の閣議決定『『新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策』について』において「火力発電所のリプレースは温室効果ガスの削減にも資することから、これらの事業のうち環境負荷が現状よりも改善するケースについて、環境影響評価に要する時日の短縮が可能となるような手続の合理化を行うための方策の検討に平成22年度中に着手し、平成23年度中に措置を講じる」とされた。
- これらを受けて、火力発電所リプレースに係る環境影響評価手続合理化に関する技術的事項の検討のため「火力発電所リプレースに係る環境影響評価の技術的事項に関する検討会」（座長：植田洋匡 日環センター技術顧問）を平成23年1月から開催し、3月にその技術的提案についての報告書がとりまとめられたところ。

2. 検討対象

本検討会の検討対象としては、閣議決定及び中央環境審議会答申を踏まえ、火力発電所のリプレースのうち、燃料種の転換や発電方式の変更により、温室効果ガス、大気汚染物質、水質汚濁物質、温排水等による環境負荷の低減が図られるものであって、かつ事業地の条件や事業の手法によって土地改変等による環境影響が限定的となりうるものとした。

3. 検討結果の概要

- 大気質、温排水等については、発電方式の変更、燃料転換等により、リプレース前後で環境負荷が低減する等一定の条件に合致する場合に、モデルの活用や既存データの活用により、現地調査や予測手法の簡略化を可能とすることを提案。
- 動植物については、予備調査で重要種が確認されなかった場合や、緑地を改変しない場合等、地域特性や事業特性が一定の条件に合致する場合に、予測・評価の対象からの項目の削除を可能とすることを提案。

○これにより、上記のような一定の条件に合致する火力発電所のリプレースについては、1年程度の期間短縮効果が期待されるとともに、新型火力発電所の稼働が早まることに伴い、二酸化炭素の排出削減につながる。

4. 今後の予定

早期に経済産業省と調整した上で、火力発電所リプレースに係る環境影響評価手続き合理化ガイドラインとしてとりまとめ、自治体等の関係者に向けて広く周知していく予定。